

(別紙1)

管理運営状況 評価シート【令和6年度】

(評価日 令和7年6月30日)

1 施設の概要

施設名	岩手県立高田松原津波復興祈念公園
所在地 電話・FAX HP・電子メール	陸前高田市高田町字中宿 24-3 電話 0192-22-8560 FAX 0192-22-8568 ホームページ https://iwate-fukkokenen-park.jp/
設置根拠	都市公園法、県立都市公園条例
設置目的	(設置：令和元年9月22日) 東日本大震災津波の犠牲者を追悼・鎮魂し、震災の事実と教訓を継承するとともに、まちづくりと一体となった地域の賑わいの再生に資することを目的とする。
施設概要	敷地面積、建物面積、主な施設、利用定員等 国営西エリア 61,500 m ² (園路、駐車場) 松原大橋～気仙川水門エリア 40,000 m ² (園路) 古川沼西エリア 48,000 m ² (園路) 古川沼東エリア 67,800 m ² (園路、管理事務所、駐車場) タピック 45 周辺エリア 42,300 m ² (園路、駐車場) 川原川エリア 54,700 m ² (園路) 下宿定住促進住宅周辺エリア 18,700 m ² (園路、便所、駐車場) 気仙中学校周辺エリア 67,000 m ² (園路、便所、駐車場)
施設所管課	岩手県県土整備部都市計画課 (電話 019-629-5887 (直通)、メールアドレス AG0007@pref.iwate.jp)

2 指定管理者

指定管理者名	高田松原津波復興祈念公園マネジメント共同体 (一般財団法人公園財団と特定非営利活動法人緑の相談室との共同体)
指定期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日 (3年間)
連絡先	電話 03-6674-1188 FAX 03-6674-1190

3 指定管理者が行う業務等

業務内容（主なもの）	①公園施設の良好な維持管理、②公園の適切な利用管理、③関係機関等と連携した管理運営		
職員配置、管理体制	6 名（常勤換算 6 名） （令和 7 年 1 月 1 日現在）	組織図 管理運営 業務責任者 業務担当 庶務担当 マルチスタッフ	
	（内訳） 正職員 2 名、契約職員 1 名、契約アルバイト 3 名		
利用料金	会議室：1 時間当たり 1,440 円（会議室を 2 分割して使用する場合 720 円）		
開館時間	24 時間開放 （有料公園施設の供用時間は、9:00～17:00）	休館日	なし （有料公園施設は、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

4 施設の利用状況

(1) 会議室の利用状況

(単位：日 | %)

(利用者数、稼働率等)	前期間 平 均		指定管理期間								備考
			R4 年度		R5 年度		R6 年度		期間平均		
第1 四半期			7	7.7	3	3.3	7	7.8	6	6.3	会議室の利用日数及び稼働率
第2 四半期			10	10.9	13	14.1	42	46.2	22	23.7	
第3 四半期			10	11.2	9	10.1	13	14.8	11	12.0	
第4 四半期			4	4.6	7	8.0	6	8.1	6	6.9	
年間計 (実績)			31	8.6	32	8.9	68	19.8	44	12.4	
年間計 (計画)											

(2) HPアクセス件数

(単位：件)

(利用者数、稼働率等)	前期間 平 均	指定管理期間				備考
		R4 年度	R5 年度	R6 年度	期間平均	
第1 四半期		0	4,639	4,665	4,652	セッション数
第2 四半期		2,402	4,685	5,941	4,343	
第3 四半期		2,854	4,111	4,076	3,680	
第4 四半期		3,290	4,220	4,777	4,096	
年間計 (実績)		8,546	17,655	19,459	15,220	
年間計 (計画)						

5 収支の状況

(単位：千円)

区 分		前期間 平 均	指定管理期間				備考
			R4 年度	R5 年度	R6 年度	期間平均	
収 入	県委託料		38,907	45,058	44,304	42,756	
	利用料金収入		51	61	86	66	
	自主事業収入			4	2	3	
	小計		38,958	45,123	44,392	42,824	
支 出	給与		16,118	15,419	17,481	16,339	
	賃金		6,277	6,182	6,240	6,233	
	需用費		5,197	4,595	4,060	4,617	
	役務費		923	897	962	927	
	委託料		7,835	14,804	12,625	11,755	
	事務雑費		70	123	179	124	
	租税公課		1,747	2,182	1,793	1,907	
	その他諸経費		789	914	868	857	
	小計		38,956	45,116	44,208	42,760	
収支差額			2	7	184	64	

6 利用者の意見等への対応状況

(1) 利用者意見（満足度等）の把握方法

把握方法	①ご意見箱の設置（公園管理事務所） ②公園ホームページのご意見フォーム ③モバイルご意見箱（案内サインに設置した二次元バーコード） ④巡視の中での聞き取り等	実施主体	指定管理者
------	---	------	-------

(2) 利用者からの苦情・要望

受付件数	苦情 0 件、要望 2 件、その他 7 件		
主な苦情、要望等		対応状況	
①いつも家族と散歩等で気持ちよく使わせていただいています。ありがとうございます。 自転車で出かけることも多いのですが、川原川へ上がっていく園路なども自転車で通れるとありがたいです。よろしくお願いします。		月報にて大船渡土木センターに報告。	
②訪ねた日は海が穏やかでした。 伝承館で見た映像と同じ海だとは信じられません。自然の猛威は想像を遥かに超えますね。 震災遺構を見て、新しい陸前高田の風景を眺めると、その復興ぶりに人々の強さを感じます。 また来ます。 一本松の前にある橋に「平成 6 年 3 月完成」とあったのですが、見た感じはとても新しく令和 6 年ではないかと思いましたが、この橋は震災前からあったのでしょうか。		月報にて大船渡土木センターに報告。 「しおさい橋」「松原大橋」は、津波に耐えた震災前の橋が活用されている。	
③震災 3 年後に父に連れられて陸前高田の被災地に来たことがあり、11 年ぶりの来訪です。 後世に残すべきだと当時思っ集合住宅を見ていたことを覚えてい ます。 今後も次世代の子供たちのために整備をよろしくお願いいたしますま す。		月報にて大船渡土木センターに報告。	
④一本松周辺の震災前と震災後の写真や詳細を看板等に記載していた だけるとよりイメージがしやすくなるのではないかと感じました。 今後とも後世に伝えるための整備を進めていただきたいと思います。		月報にて大船渡土木センターに報告。	
その他利用者からの積極的な評価等 「3. 11 から未来へ～みんなの想いが集う日～」で実施した「光ノ手紙」に寄せられたメッセージ ・とてもきれいです。3. 11 を忘れないイベントになればと思います。天に昇ってしまった兄も見ているでしょ う。 ・あの時、「何もなくなってしまった」と思ったまさに、こんなに美しい光の花が咲きました。電球の一つ一つ がみんなの集めてくれた希望の光です。ありがとう。			

7 業務点検・評価（※）

(1) 業務の履行状況

項 目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
運営業務	利用者の平等な利用の確保を図るとともに、公園の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるよう、指定管理者が提出した指定管理申請書を基本として作成する管理運営業務計画書に基づき、適正に管理する。 【協定 第 4 条】	・平等な利用の確保と、公園設置目的の達成のため、管理運営業務計画書に基づき、適正に管理を行った。	A
施設の利用状況	毎月の業務の状況について、指定す	・毎月の業務の状況について、所定の	A

	る様式により有料公園施設利用台帳及び行為許可記録簿の写しを添えて大船渡土木センターに提出するものとする。 【仕様 第24】	様式に必要な書類を添えて報告した。	
事業の実施状況	有料公園施設の使用許可等を行うに当たっては、県立都市公園条例及び行政手続条例を遵守する。 【仕様 第16】	・有料公園施設の使用許可等を行うに当たっては、県立都市公園条例及び行政手続条例を遵守した。	A
	公園の供用期間は、原則として4月1日から3月31日までとする。 【仕様 第7】	・安全管理マニュアル〔風水害・火災編〕に則って県と協議した結果、台風5号接近のため8/12を臨時閉園とした。	A
	防災文化の継承・発信 【R6 重点取組事項】	・昨年度より実施している防潮堤ライトアップ等の追悼の催しについて、陸前高田グローバルキャンパスと連携し、企画運営に学生を加えた体制を構築。市民の意識調査を実施したほか、市内で追悼の催しを実施する2団体の協力のもと、国営追悼・祈念施設を会場に「3.11から未来へ～みんなの想いが集う日～」を開催した。 ・協働グループと連携して制作した「あるこうえん」マップを園内等で配布。加えて、公園ホームページにも掲載することにより、セルフガイドによる散策ルートの情報提供を行った。	A
	郷土の風景づくり 【R6 重点取組事項】	・ハマエンドウなど、在来の海浜植物に配慮した選択的な草刈りを実施するとともに、開花状況をSNSでお知らせした。 ・下宿定住促進住宅の水生植物プールにおいて、岩手県立大学と連携してミズアオイ等の観察会(9/15)を行うことで、希少な水草の保全意識向上を図った。	A
	多様な団体の活動支援 【R6 重点取組事項】	・協働グループと共催で、親子防災イベント(6/30)、震災語り部講演会(8/7、3/9)、コミュニティガーデンづくり(9/16、10/6)、スイセンの植栽(11/4)等を実施し、公園をフィールドとするグループの活動の定着化を図った。 ・持込イベントは、相談窓口を設け、公園構成施設との調整及び県と協議を行い、「三陸花火大会(4/28)」や、「ステージレース三陸(5/26)」、「三陸花火競技大会(10/13)」、「奇跡の一本松マラソン(12/8)」等の受け入れを行った。	A

施設の維持管理状況	公園施設及び県が貸与した備品を、適正かつ良好な状態で管理する。 【仕様 第9】	- 公園施設及び備品については、適正に管理している。 - 肩掛け式草刈り機や乗用草刈り機の使用後には、刈草やほこりなどを清掃し、簡易点検や整備を行うことで、故障や事故の防止に努めた。 - 貸与車両については、事故を未然に防ぐために日常点検を実施し、トラブルや故障の早期発見に努めた。	A
	毎日公園を巡視し、公園施設点検簿により公園施設を点検する。 【仕様 第10】	毎日、全園を巡視し、公園施設点検簿に基づく点検を行った。	A
	施設の異常を発見したときは、速やかに使用停止又は応急措置を行う。 【仕様 第10】	日々の巡視にて、防潮堤手すりのネジゆるみの増し締めを行ったほか、ネジが破損・欠損している場合は速やかに大船渡土木センターに報告した。	A
	事後保全に係る施設補修として、施設修繕内訳による修繕工事等を実施する。 【仕様 第11】	該当する事案無し。	—
	公園の芝生、樹木等の維持管理のため、植栽管理基準に準拠して必要な措置を行う。 【仕様 第15】	「芝刈り」「下草刈り」は植栽管理基準で年1回しか計上されていない他、業務対象に含まれておらず手つかずの箇所もあるため、草丈が長くなった場所は、利用の支障となっている。利用頻度の高い国営追悼・祈念施設や震災遺構の周辺については、再委託での作業に加え、直営作業で可能な限り回数を増やし対応した。 - 全国植樹祭植栽木に係る植栽・下草刈り等の増嵩経費相当分について、低木の誤伐を防ぐため、手刈りによる「坪刈り」を行った。 - 強風により、古川沼周辺エリアを中心に、広範囲にわたり、マツの支柱が破損（8/13 台風5号 272本、10/20 強風 198本、2/13～15 強風 101本、3/14～15 強風 219本、3/26 強風 391本）。園路沿いなど、通行の支障となる箇所について、かけ替え、結束直しなど応急処置を実施。	A
記録等の整理・保管	指定管理期間中における業務の実施結果等について、管理日誌に記録する。 【仕様 第4】	業務の実施結果等について、日々、管理日誌に記録した。	A

自主事業、提案内容の実施状況	自主事業イベントの開催	・釣具店、釣り具メーカーと連携し「三陸C l e a n U P !」(4/20)を開催した。 ・岩手医科大学と連携し「高田松原でカニを探そう！」(8/6)を、岩手県立大学と連携し「希少な水草を観察しよう！」(9/15)を開催した。 ・陸前高田市体育協会と連携し「ノルディックウォーキング体験」(9/28)を開催した。 ・陸前高田市立博物館との共催により、古川沼にて「野鳥観察会」(12/15)を開催した。	A
(施設所管課評価) ・成果のあった点 施設の維持管理について、適切に備品の管理や植栽管理を行っている。 協働グループと連携し、防災文化の継承及び発信、郷土の風景づくりに貢献している。また、大学や文化施設とも連携し、施設の特性を生かした取組に力を入れている。 ・改善を要する点 特になし。			A

(2) 運営体制等

項 目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
職員の配置体制	業務に適した者を適時適切に配置する。 【仕様 第5】	・公園管理運営士、造園施工管理技士、遊具の日常講習会修了者など有資格者を配置している。 ・利用案内スキルの向上を目的に、全スタッフがパークガイド（タピック 45、気仙中学校）を受講した(4/10)。 ・昨年度採用スタッフがサービス接遇検定を受験した(6/9)。	A
	統一した名札等を定め、従業者であることを明確にする。 【仕様 第5】	・統一したユニフォーム、名札を着用し、公園スタッフであることを明確にしている。	A
苦情、要望対応体制	お客様からのクレームは、共感・傾聴・確認の「3Kの原則」に沿って、誠意を持って対応する。 【申請 サービス向上】	・お客様への積極的な挨拶や、親切・丁寧な対応に取り組んだ。	A
危機管理体制（事故、緊急時の対応）	人身事故が発生した場合には、事故者の保護に努め、応急処置を行うほか救急車の要請等適切な措置を行う。 【仕様 第21】	・国営追悼・祈念施設など、公園で活動する団体等と事故・災害発生時の緊急連絡体制を構築し、救命活動や初動対応を連携できるように整えた。 ・公園管理事務所に救急箱を備えるほか、巡視スタッフはセーフティバックを携行し、傷病者等への応急医薬品の貸出等を行った。	A

	事故等の内容の如何に関わらず、当事者又は目撃者等から事情を聴取して原因の究明に努めるとともに、改善が必要と認められる事項については速やかに対応する。 【仕様 第21】	・事故状況を共有し、事故発生時の対応について、全スタッフ参加のミーティングにおいて「防犯・防災マニュアル」の再確認、再教育を行っている。 ・園内巡視時にタピック 45 エリア車止めポールが車両衝突により破損していることを確認。現場近くに事故車両無し。警察に通報の上大船渡土木センターへ状況報告。応急処置として、コーン・バーで保安措置を実施。再発防止のため反射テープ貼付。なお、市道のため修繕は陸前高田市が対応。(10/29)	A
コンプライアンスの取組み、個人情報の取扱い	管理運営業務に従事している者等は、業務の実施に関し知りえた情報を漏らし、又は他の目的のために使用してはならない。 【協定 第20条】	・雇入れ時に、コンプライアンス研修を実施。加えて、eラーニングでの研修を定期的実施している。(7月、11月、3月)	A
	管理運営業務に係る個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守する。 【協定 第21条】	・個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守した。	A
	事故等の際、個人情報に関する事項の聴取については、事故処理に必要な範囲に限定するとともに、情報の取扱いについては十分に注意する。 【仕様 第21】	・個人情報保護・情報セキュリティ研修を実施するとともに、共同体代表の個人情報保護規定に基づき、適正に管理している。	A
県、関係機関等との連携体制	県の指示に従い、相互に協調して業務を円滑に遂行する。 【仕様 第3】	・県とは相互に情報を交換し、適切な管理に努めた。	A
	公園内の施設の管理者で構成する高田松原津波復興祈念公園管理運営協議会運営部会の会員であることから、運営部会に参加するなど、関係機関と連携を図りながら管理運営を行うものとする。 【仕様 第25】	・運営部会に参加するなど、関係機関と連携を図りながら管理運営を行った。 ・8月より、国営追悼・祈念施設、伝承館、道の駅と次月の予定を確認する連絡会議を毎月開催し、公園利用者への円滑な情報提供に努めた。	A
	協働グループと積極的に連携を図りながら、公園の管理運営における市民協働体制の充実・発展に資する取組を行う。 【仕様 第26】	・協働グループと積極的に連携を図り、資材の保管や貸出等の活動支援に加え、ホームページやSNSを活用して活動紹介を行った。	A
(施設所管課評価) ・成果のあった点 業務内容を十分に理解した職員を配置し、適切に管理運営を行っている。 事故が発生した際には応急処置等の適切な措置を講じており、危機管理体制が適切に機能している。 協働の取組を推進し、公園の利活用や維持管理に生かしている。 ・改善を要する点 特になし。			A

(3) サービスの質

項 目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
運営業務	日常巡視により、お客様の安全利用の確保、利用サービス、施設・設備の維持・点検を効率的かつ能動的に行う。 【申請 公園施設の管理】	・積極的な挨拶、声掛けにより、安心・安全な公園づくりを推進するとともに、簡易工具等を携行し、軽微な異常は発見次第、修繕及び清掃を実施した。	A
利用者サービス	公園の資源を生かし、自然観察、健康増進、防災文化継承に関するサービスの向上に取り組む 【申請 サービス向上】	・公園管理事務所にて、ウォーキング用ポールや、野鳥観察用の双眼鏡など、園内の散策や自然観察のための道具の無料レンタルを行っている。 ・大船渡土木センターの解説サイン設置と連携し、仮設解説サインを設置している。	A
	利用者の多様性を認識、尊重し、それらの違いで公園利用の機会に不平等が生じないよう、ユニバーサルデザインを推進する。 【申請 サービス向上】	・ホームページにバリアフリーに関する案内情報を掲載している。 ・公園管理事務所窓口にコミュニケーションボードや筆談ボード、老眼鏡を設置している。	A
利用者アンケート等	多種多様な方法で、利用者ニーズを把握する。 【申請 サービス向上】	・公園管理事務所のご意見箱や、ホームページのご意見フォームに加え、園内各所の案内サインにモバイルご意見箱（二次元バーコード）を設置し、利用者のご意見を収集した。	A
(施設所管課評価) ・成果のあった点 利用者の多様なニーズに応え、また、利便性の向上を図るため、物品の無料レンタル、情報発信等を行っている。 ・改善を要する点 特になし。			A

(4) サービス提供の安定性、継続性

項 目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
事業収支	有料公園施設からの収入及び管理代行料等をもって運営すること。 【募集要項 第1の6】	・利用料金収入及び管理代行料をもって、管理運営を行っている。 ・有料公園施設の利用料については、会議室の稼働率向上に努め、フリーWi-Fiの導入やチラシの配布等を実施。行為許可利用料については、園内の利用調整や使用場所の草刈等、きめ細かな対応を行い、全国放送のドラマや、音楽番組の中継を獲得。その結果、利用料金収入は対前年120%となった。	A
指定管理者の経営状況	経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。 【募集要項 内容審査】	・高田松原津波復興祈念公園マネジメント共同体構成員の経営は安定しており、事業計画に沿った管理を行っている。	A

(施設所管課評価) ・成果のあった点 指定管理料、利用料金等の収入の範囲内で、安定的に管理運営を行っている。 利用料金収入が増加した。また、課題であった会議室の稼働率については、各種取組により、利用日数が前年度比 213%と増加した。 ・改善を要する点 引き続き、会議室の利用促進に向けた取組を行い、より安定的な運営収支を実現する必要がある。	A
--	---

※（注１）県記載欄：「事業計画・県が求める水準」、「評価指標」「施設所管課評価」

指定管理者記載欄：「実績（自己評価）」

（注２）評価指標

- A：協定書、提案書等の内容について高レベルで実施され、また、計画を上回る実績（効果）があり、優れた管理がなされている。
- B：概ね協定書、提案書等の内容どおり実施され、計画どおりの実績（効果）があり、適切な管理が行われている。
- C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み、または改善される見込みである。
- D：協定書等の内容に対し、不適切な事項が認められ、改善を要する。

8 指定開始年度から評価年度までの総合評価

(1) 指定管理者の自己評価

① 成果があった取組、積極的に取り組んだ事項

・イベントの開催

岩手医科大学との「高田松原でカニを探そう！」や、陸前高田市立博物館との「野鳥観察会」を引き続き実施し、協力者との信頼関係を強化し連携を深めた。加えて、岩手県立大学との「希少な水草観察会」や、陸前高田市体育協会との「ノルディックウォーキング体験」を新たに開催し関係構築に努めた。

また、「3.11 追悼の催し」について、陸前高田グローバルキャンパスと連携し、企画運営に学生を加えた体制を構築。市民の意識調査を実施したほか、市内で追悼の催しを実施する2団体の協力のもと、国営追悼・祈念施設を会場に「3.11 から未来へ～みんなの想いが集う日～」を開催した。

・情報発信

イベント開催にあたっては、チラシを作成し陸前高田市・大船渡市の小学校へ配布。また、市内の商業施設に設置したほか、協働グループの開催する催しにてPRを行った。

また、独自のネットワークによる記者への情報提供に加え、当共同体代表の契約する配信代行サービスを活用したプレスリリースを実施。パブリシティの強化により新聞・テレビでの報道につなげた。

・会議室の利用促進

会議室の稼働率向上を目的に、自主事業でフリーWi-Fiを導入し利便性の向上を図るとともに、イベントチラシの裏面に会議室の利用案内を掲載し認知拡大に努めた。

加えて、市民協働等、イベントで会議室を積極的に活用。その模様を公園ブログやSNSで紹介することで、具体的な活用例や利便性を伝え、利用を促した。

・市民協働の推進

協働グループとの共催でイベントを実施。事前準備や当日の運営のほか、公園ホームページやSNSでの募集告知や活動紹介など広報面でフォローし信頼関係を構築。活動の定着と活性化を図った。

特に、プランターの植替えや、スイセンの球根を植栽している活動は、コミュニティガーデン（公共花壇）の制作に発展。継続的な活動の拠点として、さらなる展開が期待される。

・仕様書以上の対応による品質確保の取組

園路沿いを中心に、利用の支障となる箇所を草刈りを実施したほか、花火大会前の防火対策や、ロケーション撮影前やイベント開催前の環境整備として草刈りを行った。

また、強風により破損したマツ支柱について、利用の支障となる箇所の補修及び破損した支柱の撤去を実施。支柱の掛け替えの際には、枝葉の風通しを良くする軽剪定をあわせて行った。

② 現在、苦慮している事項、今後、改善・工夫したい事項、積極的に取り組みたい事項

・草刈り

「芝刈り」「下草刈り」は植栽管理基準で年1回しか計上されていないことに加え、業務対象に含まれておらず手つかずの箇所もある。そのため、草丈が高くなった場所が利用の支障となっており、広場のレクリエーション等の機能が発揮されていない。また、ハチなどの危険生物の棲みかとなっているほか、地震発生時においても、見通しがきかないため段差等が見えず踏きなどの原因となること、道幅が狭まり車いすやベビーカーの通行に支障となることから、津波避難の障害となることも考えられる。

・マツ支柱

植栽されたマツは、細く背の高い苗木が植栽されており、竹の八掛け支柱が耐用年数の3年を過ぎているが、幹が太くならず先端に葉が茂りバランスが悪く自立することができない。さらに、本公園は風の影響を強く受けるため、強い風が吹くと葉の茂った先端が風を受け、支柱が破損し倒れてしまう。今年度も、8月13日の台風5号により広範囲におけるマツの倒伏が起り、支柱の損傷が確認された（支柱損傷272本）。その後、10月20日にも夜間から未明にかけての強風により被害が発生している（支柱損傷198本）。大船渡土木センターにより補修を行っていただいたが、冬季の強風でも被害が発生（2/13～15強風101本、3/14～15強風219本、3/26強風391本）。このような被害を防ぐために、支柱の更新とあわせて、マツの上部を軽くし、枝葉の風通しを良くする軽剪定が必要と思料。実施しない場合は、風が強くなる冬季に、同様の被害が起きる

可能性が高いと思われる。
③ 県に対する要望、意見等
・数量及び管理水準 仕様書にある年1回の「芝刈り」では、芝生地は維持できず、草丈1m程の高茎草本の草地となってしまう、芝生地として県が求めるピクニックやキャッチボールの利用を図ることは困難である。また、歩行者の安全確保、利用者の避難経路の確保、身体障害者への配慮、見通しの悪さからくる治安の悪化など、公園としての安全確保が難しいと思料。本公園を快適かつ良好に管理するために、最低限必要な数量及び管理水準を設定（他の県立公園の管理水準（芝刈り・草刈り2～5回）同様に芝刈り・草刈りを2回～4回に設定）していただきたい。

(2) 県による評価等

① 指定管理者の運営状況について
・管理運営業務計画書及び仕様書に基づき、公園施設の維持管理を適切に行っている。また、維持管理上の課題（草刈り、マツの支柱等）に対して、県と相談しながら迅速かつ的確に対応している。 ・様々な側面を有する公園であるが、協働の取組により、高田松原津波復興祈念公園の良好な自然環境や景観を生かし、創意工夫を凝らして利活用の推進を行っている。 ・催事に関する情報発信を積極的に行っており、マスコミへの周知やイベントの誘致にもつながっている。 ・安定的な運営収支が実現できるよう、有料施設である会議室について、引き続き利用促進に向けた取組を行う必要がある。
② 県の対応状況について（自己評価）
・指定管理者と連携し、台風により生じた被害等について迅速に対応し、公園管理に支障が生じないように努めた。 ・協働の取組に参画し、公園の利活用策の促進に向けて取組を行った。 ・公園施設の老朽化対策のため、令和4年度に岩手県公園施設長寿命化計画に本公園を加えた。当面は大規模な修繕は予定されていないが、計画的に予防保全に取り組むこととしている。
③ 次期指定管理者選定時における検討課題等
・現在生じている維持管理上の課題に対してどのような対策を講じていくか、引き続き検討していく。

9 改善状況等

改善を要すると評価された項目（C、D評価の項目について）
改善状況
（指定管理者から県への報告年月日： 年 月 日）
改善状況の確認
（再評価年月日 年 月 日）